



第28回 きらきらウォーク 出店要領

きらきらウォーク実行委員会
委員長 小笠原 千央

1. 目的 本要領は、きらきらウォークへ出店する者（以下「出店者」という）に関し、市民参加のまつりの意識を高め、明るく衛生的な催事とし、健全な事業運営を図ることを目的とする。
2. 出店申込 きらきらウォークに出店を希望する者は、出店者本人が電話にて申込後、出店申込書を提出しなければならない。
【申込先】きらきらウォーク実行委員会（小笠原）
TEL:090-8950-4840 FAX:0566-42-5177
【申込期間】令和7年10月1日（水）午前9時から10月31日（金）午後5時
【先着順】
3. 出店場所 出店場所は、実行委員会が指定した場所とする。
4. 出店日時 令和7年12月20日（土）午後4時～午後9時（会場により異なる）
5. 出店スペース テント1区画は、幅2.7m×奥行3.6mを原則とする。
キッチンカーのスペースは車幅2.5m、奥行5mを限度とする。
※電源1000W以内（1口）
※キッチンカーは発電機を持参すること
※スペースには上限があります。先着順にて出店の決定をします。
6. 出店料 5,000円（1区画）を原則とする。（1出店者につき最大2区画まで）
7. 遵守事項 出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めなければならない。
 - ① 市民及び業者間で争い事等を起こさないこと。
 - ② 市民に不安感を与えるような服装、言語及び態度をとらないこと。
 - ③ 届出品目以外の商品を取り扱わないこと。
 - ④ 一般出店において使用する電力容量は、1区画1000W（最大時）を超えないこと。
 - ⑤ 電子レンジ、ホットプレートの持込み・使用は禁止する。
 - ⑥ 照明器具を使用する場合は、LED又は電球型蛍光灯を使用し、使用は必要最小限にしてください（出店決定以降の照明器具の追加は不可）。
 - ⑦ 終了後は出店場所の清掃及び原状回復を行うとともに、残廃物を排水溝などに流さないこと。また、悪臭の発生に注意すること。
 - ⑧ 地域環境に配慮し、ゴミは各店で分別回収すること。
※他店のゴミについても回収にご協力ください。
 - ⑨ LPガスを使用する場合はボンベの転倒防止措置を確実に行ってください。
 - ⑩ その他、実行委員会の指示に従うこと。
8. 出店の拒否 実行委員会は、出店者が遵守事故に違反したとき、もしくは運営上支障があると認めたときは、出店の拒否または取り消しをすることができるものとする。
9. 飲食関係 飲食物を販売する場合は、保健所の指導基準を遵守し、食品営業許可証の写しを委員長へ提出すること。また、発電機や火気器具等を使用する場合は業務用消火器を備え付けること。
10. その他 実行委員会は当日、一般出店の場合はテントのみ、キッチンカー出店の場合は場所のみの提供とし、出店に必要な機材・物品等は出店者が準備する。